

# 川島町環境基本計画

## 【見直し概要版（案）】

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の見直しの見直しにあたって

川島町では、環境に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、良好な環境を将来にわたって確保することを目的として、平成25年4月に「川島町環境保全条例」を施行しました。本条例では、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、町、町民、事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、お互いが連携・協働しながら、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めており、本条例の基本理念に基づき、平成27年3月に「川島町環境基本計画」を策定しました。

一方で、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。気候変動・エネルギー問題やマイクロプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の新たな環境課題などへの対応や環境施策のより一層の効果的な推進に向けて、中間見直しを行うこととしております。

なお、今回の見直しにあたっては、「川島町環境基本計画」を策定して、概ね5年が経過していますが、計画の大きな枠組みについては、現行計画を継承しつつ、具体的な施策・取り組み等については、環境を取り巻く社会情勢の変化や、国や県の施策の動向を踏まえた見直しを行うこととしています。

## 2 計画の対象

### ■対象とする地域：原則として川島町全域

※河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

### ■対象とする環境：「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「環境保全活動」の4分野

※本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

## 3 計画の期間

平成27年度（2015年度）から令和11年度（2029年度）までの15年間

※本計画は概ね5年ごとに見直しを行います。また、本町を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況により、見直しの必要性が生じた場合には、

## 第2章 望ましい環境像と町の施策

### 1 望ましい環境像

四方を川で囲まれた本町では、この特徴を活かした美しい水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全していくことは、本町の責務です。また、世界的に持続的に成長可能な社会を目指すことが求められている昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組む必要があります。

「川島町環境基本計画」は、これらのこと踏まえて、望ましい環境像を以下のとおり定め、町域において現在及び将来における安全で健康かつ快適な環境保全・創出することを目指すものです。

#### 【望ましい環境像】

#### 美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま

まちづくりを取り巻く状況についてみると、人口の減少、少子高齢化の進行のほか、地球規模での環境保全問題など、社会情勢が大きな変革の時を迎えており、行政を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

本町の最上位計画である「川島町総合振興計画」では、町が目指す将来像を  
『住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま』  
として、この将来像を実現するための3つの基本理念を定め、7つの分野ごとに基本目標を設定し、町の特性を活かした各種取り組みを進めています。

環境基本計画は総合振興計画を環境面から推進することにより、総合振興計画に掲げられた将来像の実現を目指すものです。

私たちは、私たちの取り巻く「環境」から多くの恵みをうけていることを正しく理解し、人と自然の共生を適切に確保するとともに、環境への負荷が少なく、持続的に発展可能社会を目指して、町、町民、事業者が連携・協力することにより、これまで以上に良好な環境を保全・創出していきます

## 第3章 環境配慮の取り組み

私たちは、日常の生活や事業活動におけるエネルギーの消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えており、本計画に定める「望ましい環境像」を実現するためには、自らの行動が環境へ影響を及ぼしていることを認識し、身近なところから環境保全の行動に取り組んでいくことが必要です。

町民、事業者の皆さんに取り組んでいただきたい『環境配慮の取り組み』の具体例を以下のように示すので、町と一緒に「望ましい環境像」の実現に向けて、環境に配慮した生活や事業活動の実践をお願いします。

### 1 町民の環境配慮の取り組み(例)

自然環境の保全

- ・河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。
- ・野外活動やレクレーションなどで水辺を汚さないようにしましょう。
- ・身近な自然や町域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- ・外来生物を野外に放さないようにしましょう。
- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、地域の環境に关心を持ちましょう。

生活環境の保全

- ・自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。
- ・ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。
- ・鍋や皿は、ふき取るなどの処理をしてから洗いましょう。
- ・騒音などで近所に迷惑をかけないよう、生活マナーの向上に努めましょう。
- ・自動車運転時には、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。

快適環境の保全

- ・自分の住むまちを大切にし、よりよい地域をつくることを心がけましょう。
- ・身近な歴史的遺産や文化財、伝統行事などの保護に協力しましょう。
- ・ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- ・地域の集団回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- ・ごみ集積所は適正に管理し、ごみの散乱など生じないようにしましょう。
- ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。

環境保全活動の推進

- ・地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・夜更かし型から早寝早起き型の生活に切り替えましょう。
- ・テレビや照明、エアコンなどは、不要のときはこまめに消して節電を心がけましょう。
- ・環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めましょう。
- ・日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- ・地域の清掃・美化活動などについて積極的に参加しましょう。

## 2 事業者の環境配慮の取り組み(例)

自然環境の保全

- ・農地は適正に維持管理し、多面的な機能の維持に努めましょう。【農業】
- ・事業を行う際には、環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ少なくするように配慮しましょう。【建設業等】
- ・河川敷の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。【全業種】
- ・従業者に対して、自然とふれあうことの大切さを伝えましょう。【全業種】

生活環境の保全

- ・使用済ビニール等については、野外で焼却せず、適正に処理しましょう。【農業】
- ・農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。【農業】
- ・工事現場や店舗からの騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないように配慮しましょう。【建設業、小売業・飲食店等】
- ・法や条例に基づく特定施設を持つ事業所においては、定期的に排ガスや排水の調査を行い、大気汚染や水質汚濁の未然防止に努めましょう。【全業種】

生活環境の保全

- ・事業系ごみについては、排出責任者の原則に従い、適正に処理しましょう。【全業種】
- ・ごみの減量に係る具体的な目標を設定しましょう。【全業種】
- ・屋外広告物等の設置に際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。【全業種】
- ・敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。【全業種】
- ・地域の行事や文化活動などには、積極的に参加しましょう。【全業種】

生活環境の保全

- ・ボイラーなどの設備機器の点検と合理的な使用に努めましょう。【全業種】
- ・照明やOA機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。【全業種】
- ・社員に対する環境教育などの指導を実施し、環境への意識を高めましょう。【全業種】
- ・環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるよう努めましょう。【全業種】
- ・エコアクション21などの環境認証の取得、ごみや省エネに関する社内の管理部署の設置や責任者の任命など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めましょう。【全業種】

## 第4章 計画推進のしくみ

### 1 計画の推進体制

「川島町環境基本計画」を実行し、豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えるためには、町(行政)による施策の実行だけでなく、町、町民、事業者がお互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で、環境保全に配慮した取り組みを進めていくことが必要です。

このため、全庁的な取り組み体制を整備し、環境に関する情報公開に努めるとともに、町民や事業者との意見聴取、協議の場などを設けることにより、町、町民、事業者の連携・協力体制づくりを進めます。

### 2 計画の進行管理

新たな計画については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、地域環境の継続的な改善を図ります。このとき、①計画(Plan)、②実行(Do)、③点検・評価(Check)、④見直し(Action)という手順を踏まえることにより、その時点での進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

この点検・評価結果は、町のホームページや広報誌などを通して、町民、事業者などに公表します。これにより、関係者が環境に関する情報を共有し、環境の現状や課題などについて共通の認識を持ち、町、町民、事業者の連携・協力による環境保全の取り組みを進めることができます。

### 川島町環境保全条例の基本理念

- 1 環境の保全は、現在及び将来に町民が安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保されるよう推進されなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会を構築されるよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取り組みにより推進されなければならない。
- 4 環境の保全は、町、町民及び事業者との協働を大切にしつつ推進されなければならない。